

## 第200回（臨時）代議員会議事録

設委員会並びに小委員会の協議及び決定内容について、資料により報告がなされ、特に質疑は出されなかった。

第200回（臨時）代議員会が、令和8年3月21日（土）14時30分より、愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号、中日ビル6階ホールにおいて開催され、17時00分閉会した。

代議員総数 205名 出席代議員の数 190名  
議決権の総数 205個 出席した代議員の議決権の数 190個

議長 山根 則 夫  
副議長 野田 正 治、浅井 清 和  
出席理事 柵木 充 明、大石 明 宣、大輪 芳 裕、西脇 毅  
加藤 雅 通、田那村 收、浦田 士 郎、渡辺 嘉 郎  
松浦 誠 司、河村 英 徳、船橋 克 明、岡本 晃  
春原 晶 代、道 勇 学、山室 理、加藤 豊  
高橋 昌 久、小林 邦 夫、高田 統 夫  
監事 榎尾 富 二、瀨 瀨 雅 明、山本 和 彦

議事録作成者 佐伯 知 美

### 開 会

定刻に至り、公益社団法人愛知県医師会代議員会議事規則（以下、代議員会議事規則とする。）第1条第2項に則り、総代議員の過半数に相当する代議員の出席（190名）が確認され、山根則夫議長は代議員会議事規則第7条第1項に則り開議を宣言した。

#### 【議事録署名人の指名】

議事録署名人については、代議員会議事規則第66条に則り、議長が以下の2名の代議員を指名した。

議席番号 1番 服部 かおる（名古屋市一守山区）

議席番号 105番 村瀬 範 高（尾北）

### 報 告

公益社団法人愛知県医師会定款第56条第2項の規定により、(1)は総務担当大石副会長、(2)及び(3)は会計担当加藤(豊)理事より報告がなされた。

#### (1) 令和8年度事業計画報告

大石副会長より、令和8年度事業計画の内容について、基本的には、従来からの事業を継続していくと報告がなされ、特に質疑は出されなかった。

#### (2) 令和8年度予算報告

加藤(豊)理事より、令和8年度予算について、令和8年2月26日開催の定例理事会において慎重協議の上承認されていることを報告し、資料により報告がなされ、豊田加茂医師会の伊藤宣夫代議員より、下記の質問がなされた。

#### (3) 令和7年度愛知県医師会館建替計画の進捗状況報告

加藤(豊)理事より、令和7年度愛知県医師会館建替計画の進捗状況報告について、会館建

### 質 問

#### 愛知県医師会館建設費補助金収入について

議席番号74番 伊藤宣夫代議員より、令和8年度予算報告の中にある「令和8年度会館整備特別会計収支予算書 1. 事業活動収入 大科目2. 補助金収入 中科目1. 愛知県医師会館建設費補助金収入」について、「令和7年度愛知県医師会館建替計画の進捗状況報告」内資料にある『愛知県医師会館の建替による事業費及び財源について－＜財源＞愛知県委託料・補助金、名古屋市補助金』との金額に乖離があるのは何故かとの質問がなされた。

会計担当の加藤(豊)理事より、令和7年度愛知県医師会館建替計画の進捗状況報告には現段階で確実に支払われる委託料・補助金が計上されていると説明がなされた。

#### 愛知県医師会館建設費寄付金収入について

議席番号74番 伊藤宣夫代議員より、令和8年度予算報告の中にある「令和8年度会館整備特別会計収支予算書 1. 事業活動収入 大科目3. 寄付金収入 中科目1. 寄付金収入」について、会員、関連団体からの寄付金が計上されておらず、簿外の収益として処理されるのかとの質問がなされた。

会計担当の加藤(豊)理事より、本予算書は令和8年度内で確実に予定されるものが計上されており、会員、関連団体からの寄付については確定でないため計上されていないが、決算書の段階では令和8年度内にご寄付いただいた金額が全て計上されると説明がなされた。

### 議 事

#### 第1号議案 令和8年度会費の賦課徴収に関する件

#### 第2号議案 令和8年度会費減免申請に関する件

#### 第3号議案 令和8年度入会金の賦課徴収に関する件

山根則夫議長の宣言により、第1号議案から第3号議案まで一括上程され、会計担当加藤(豊)理事より説明がなされた。

第1号議案及び第3号議案は、例年通りであり、第2号議案については、新たに第5項「上項期間（卒後5年）を経過した医師法に基づく臨床研修医（C会員）についても、期間中は減免するものとする。」が追加された。また、現時点では研修医会員の減免の一覧が未作成であるため、日本医師会の申請期限に合わせ、申請者一覧を作成し、理事会承認を得て減免措置を実施する。

第1号議案から第3号議案まで特に質疑は出されず、山根則夫議長より各議案の承認について議場に諮ったところ、出席代議員の半数を超える賛成の挙手を得たことを確認し、原案どおり決議した。

#### 第4号議案 公益社団法人愛知県医師会定款の一部改正に関し承認を求めるの件

#### 第5号議案 公益社団法人愛知県医師会選挙規則の一部改正に関し承認を求めるの件

続いて山根則夫議長の宣言により、第4号議案から第5号議案まで一括上程され、総務担当加藤(雅)理事より、改正点について説明がなされた。

特に質疑は出されず、山根則夫議長より各議案の承認について議場に諮ったところ、出席代議員の半数を超える賛成の挙手を得たことを確認し、原案どおり決議した。

◇ 改正点

「公益社団法人愛知県医師会定款」

1. 現定数内で新たに外部理事・外部監事を規定

<現行>

第28条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事19名以内

(2) 監事3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長とする。

3 会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

4 理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。

5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務を代行する。

6 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、理事は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務(本会を代表するものを除く。)を代行する。

<改正後>

第28条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事19名以内

(2) 監事3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長とする。

3 会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。し、代表理事以外の理事のうち14名以内をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事のうち1名は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第1項第15号に規定する要件を満たす者(外部理事)とする。

5 監事のうち1名は、認定法第5条第1項第16号に規定する要件を満たす者(外部監事)とする。

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

4 業務執行理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。

5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務を代行する。

6 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、業務執行理事は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務(本会を代表するものを除く。)を代行する。

2. 参与の増員

<現行>

第63条 本会に、15名以内の参与を置くことができる。

2～3 (略)

<改正後>

第63条 本会に、~~15~~20名以内の参与を置くことができる。

2～3 (略)

3. 第28条で法律の正式名称を規定するため、略称のみを用いる

<現行>

第65条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、代議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を1箇月以内に国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

<改正後>

第65条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、~~公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)~~第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、代議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を1箇月以内に国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

4. 改正期日(附則)

<現行>

12 この定款は平成26年6月21日より施行する。

<改正後>

12 この定款は平成26年6月21日より施行する。

13 この定款は令和8年3月21日より施行する。

「公益社団法人愛知県医師会選挙規則」

1. 予備選挙管理委員の地位利用による選挙運動の禁止等を追加

<現行>

第7条 本会に、予備選挙管理委員を置く。

2 予備選挙管理委員は、選挙管理委員に事故があるときにはその職務を代理し、選挙管理委員が欠けたときはその職務を行う。

3 予備選挙管理委員の推薦は、第4条(選挙管理委員)第1項の規定を準用する。

4 第5条(任期)及び第6条(兼職の禁止及び立候補等の制限)の規定は、予備選挙管理委員について準用する。

<改正後>

第7条 本会に、予備選挙管理委員を置く。

- 2 予備選挙管理委員は、選挙管理委員に事故があるときにはその職務を代理し、選挙管理委員が欠けたときはその職務を行う。
- 3 予備選挙管理委員の推薦は、第4条(選挙管理委員)第1項の規定を準用する。
- 4 第5条(任期)、第6条(兼職の禁止及び立候補等の制限)及び第53条(地位利用による選挙運動の禁止等)の規定は、予備選挙管理委員について準用する。

2. 代議員会議長及び副議長の選定手続きを役員と同様の方法で行う場合の対応(様式8、様式9の変更を含む)

<現行>

第14条 定款第21条及び第23条並びに定款施行細則第12条の規定に基づく代議員会の議長及び副議長の選定は、所定の投票用紙による無記名投票による。ただし、候補者の数が定数を超えないときは、他の方法によることができる。

- 2 前項の場合においては、第37条及び第38条の規定を準用する。

第36条 投票の方法は、選挙すべき役員の定数に応じ、単記投票又は連記投票によるものとし、候補者氏名の上の枠内に○の記号を記載して行う。

- 2 議長及び副議長は、氏名記載投票とする。
- 3 投票は、無記名投票とする。

<改正後>

第14条 定款第21条及び第23条並びに定款施行細則第12条の規定に基づく代議員会の議長及び副議長の選定については、所定の投票用紙による無記名投票による。ただし、候補者の数が定数を超えないときは、他の方法によることができる。役員の選任に関する規定を準用する。

~~2 前項の場合においては、第37条及び第38条の規定を準用する。~~

第36条 投票の方法は、選挙すべき役員の定数に応じ、単記投票又は連記投票によるものとし、候補者氏名の上の枠内に○の記号を記載して行う。

~~2 議長及び副議長は、氏名記載投票とする。~~

~~3 投票は、無記名投票とする。~~

3. 現定数内で新たに外部理事・外部監事を規定

<現行>

第18条 会長を除く理事及び監事の選任については、各地区及び各団体にそれぞれ定数を割当てる。

- 2～6 (略)
- 7 監事3名は、名古屋地区1名、尾張地区1名、三河地区1名とする。
- 8 各地区及び各団体は、割当てられた定数の候補者を推薦することができる。

附則

<改正後>

第18条 会長を除く理事及び監事の選任については、各地区及び各団体にそれぞれ定数を割当てる。

- 2～6 (略)
- 7 理事のうち1名は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(以下「認定法」という。)第5条第15号に規定する次の各号の要件をすべて満たす者(以下「外部理事」という。)とする。

(1) 本会の業務を執行する理事又は使用人でなく、かつ、その就任前10年間に本会の業務を執行する理事又は使用人であったことがない者。

(2) 本会の代議員でない者。

8 外部理事は、大学医師会に割当てる。

~~9~~ 9 監事3名は、名古屋地区1名、尾張地区1名、三河地区1名とする。

10 監事のうち1名は、認定法第5条第16号に規定する次の各号の要件をすべて満たす者(以下「外部監事」という。)とする。

(1) 本会の理事又は使用人でなく、かつ、その就任前10年間に本会の理事又は使用人であったことがない者。

(2) 本会の代議員でない者。

11 外部監事は、名古屋地区、尾張地区及び三河地区の順に、任期満了ごとの改選時に順次割当てる。

~~12~~ 12 各地区及び各団体は、割当てられた定数の候補者を推薦することができる。

13 外部理事及び外部監事の候補者については、選挙管理委員会がその資格要件を確認する。

附則

3 第18条第11項の規定は、令和8年度の改選時から三河地区において適用を開始する。

4. 日医代議員及び予備代議員の定員1名増加

<現行>

第51条 日本医師会代議員22名のうち、本会会長は、地区割当ての外の1名とし、代議員会議長は第15条による地区に1名割当てる。予備代議員もまたこれによる。

2 (略)

3 他の19名を名古屋地区8名、尾張地区6名、三河地区5名とし、予備代議員もまたこれによる。名古屋市医師会会長が代議員会議長を兼ねない場合は、名古屋地区の定数内で投票によらないで選出する。

4 (略)

<改正後>

第51条 日本医師会代議員~~22~~23名のうち、本会会長は、地区割当ての外の1名とし、代議員会議長は第15条による地区に1名割当てる。予備代議員もまたこれによる。

2 (略)

3 他の~~19~~20名を名古屋地区8名、尾張地区6名、三河地区~~5~~6名とし、予備代議員もまたこれによる。名古屋市医師会会長が代議員会議長を兼ねない場合は、名古屋地区の定数内で投票によらないで選出する。

4 (略)

5. 選挙規則改正期日

<現行>

3 この規則は令和5年4月1日より施行する。

<改正後>

~~3~~4 この規則は令和5年4月1日令和8年3月21日より施行する。

以上、議事の経過の要領及びその結果を明確にするために本議事録を作成し、代議員会議事規則第66条に則り、議長及び議長が指名した2名の代議員（議事録署名人）が記名押印する。

議長 山根 則夫

議事録署名人 服部 かおる

議事録署名人 村瀬 範高